

<広告申込規約>

第1条(総則)

本規約は、広告申込者(以下「甲」という)および株式会社オウチャーノ(以下「乙」という)が広告の運用に関する委託業務(以下「業務」という)の内容に関し、以下の基本事項を定めるものとする。

第2条(委託業務)

甲は、乙に対し、オウチャーノAD広告に関連する一切の業務を円滑に進める業務を委託するものとする。

第3条(業務の対価)

1. 甲は、前条に定める乙の業務の対価として、「広告申込書」記載の金額を上限として、乙の計測方法により乙に支払うものとする。算定された委託業務料を乙に対して支払うものとする。
2. 甲乙双方の書面による合意により、業務の対価については任意に変更できるものとする。
3. 甲は、請求の根拠となるデータの計測方法について、乙が独自に定める方法に基づくことに同意するものとする。

第4条(業務対価の支払い方法)

1. 甲は乙からの請求に基づいて、所定の期日までに前条に定める業務の対価を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。なお、銀行振込手数料は甲が負担するものとする。
2. 甲が乙に対して支払う業務の対価には、別途消費税が加算されるものとする。
3. 広告申込書において別途、対価の請求、支払い時期、支払い方法等について取り交わした場合は、広告申込書が本規約に優先するものとする。
4. 甲が第1項に定める支払いを期限までに行わなかった場合、甲は乙に対し、当該期限から完済日まで年利14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

第5条(有効期限)

1. 本規約の有効期限は、広告申込書受領の日から1年とする。但し、期間満了の15営業日前までに甲または乙のいずれかにより本規約を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の条件をもって引き続き1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。
2. 甲または乙は、毎月20日までに書面または電磁的方法による意思表示を行うことにより当月末日に本契約を解除できるものとする。当該意思表示の相手方の受領が、当月20日を超えた場合、翌月末日に本契約が解除されるものとする。
3. 本契約終了後であっても、第6条(損害賠償)、第9条(機密保持義務)、第11条(管轄裁判所)ならびに第12条(協議)の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

第6条(損害賠償)

1. 甲または乙が本規約の規定に違反したことによって損害を与えた場合、その相手方に対し、それによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、損害賠償額の累計は甲が乙に対して過去1年間に支払った金額を上限とする。
2. 前項の賠償義務者は、本規約が終了または解除されたあとであっても、前項の賠償の義務を免れない。